

平成 30 年 9 月 8 日

日本 IB 教育学会 メールングリスト投稿・配信内規

日本 IB 教育学会事務局

1. 投稿権限は学会の会員（通常会員、学生会員）に限る。原則的に、会員の常識とマナーに基づき、配信依頼があった投稿は全て事務局で一斉配信する。
2. ただし、下記 3 点にかかる投稿については、事務局の判断に基づき、配信の可否につき検討する。
 - ・ 特定の政治や宗教を支持する内容、喧伝を含むもの
 - ・ 特定の個人に対する誹謗中傷やプライバシーを著しく損なうと判断されるもの
 - ・ 営利目的のもの
3. 配信メールに関する問い合わせは、配信依頼者が責任を持って対応する。事務局では対応しない。また、内容についても事務局ではその責任を一切、負わないものとする。
4. 配信内容は基本的にメールの本文に全て打ち込み、依頼することとする。事務局では加工作業を原則、実施しない。チラシやポスター等のファイルの送信は、依頼メールに添付せず、配信依頼者が文中に当該 URL を貼付するなどして対応することとする。文字化け等による、個別の再送信は原則的に実施しないこととする。
5. メールングリストの送付先は会員が入会の際に登録したメールアドレス宛とする。メールアドレスの誤登録、容量オーバー等に起因する未達に関する責任は事務局では負わないものとする。

付記

本内規は平成 30 年度理事会（2018 年 9 月 8 日開催）でのメールングリスト運用に関する審議・承認に基づき定めるものである。

以上